

# 整備項目表（道路）入力 の 留意事項

## 入力にあたって

- ・ 太枠で囲った部分が入力できます。
- ・ 入力欄以外の変更や修正は行わないでください。  
（集計処理等が正常に起動しない場合があります。）

## 入力方法

- ・ 入力はプルダウンで相当となるものを選びます。
- ・ 【対象欄】 当該項目が対象となるかどうかを入力します。  
「対象外」を選んだ場合 以降の入力欄が網掛けになります。  
「対象」を選んだ場合 それぞれの整備箇所について、  
設計ガイドブックで適否等を判断し、  
選択してください。

非該当	整備箇所が無い場合
適	整備基準に適合する場合
否	整備基準に適合しない場合
否（努力）	整備基準（努力規定）に適合しない場合 整備基準（努力規定）に適合しない場合であっても、 その整備項目は「不適合」とはなりません。

## 整備項目表（道路）集計表

	整備項目	判定
1	歩道等	対象外・適合・不適合
2	横断歩道	非該当・適合・不適合
3	案内標識	対象外・適合・不適合



# 1 歩道等

整備項目表  
(道路)

対象	歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）を設ける。	対象 対象外
----	-------------------------------	-----------

整備箇所等	整備基準	整備状況
幅員（歩道）	(1) 歩道の有効幅員は、2 m以上とすること。	適 否
幅員（自転車歩行者道）	(2) 自転車歩行者道の有効幅員は、3 m以上とすること。	非該当 適 否
舗装面の仕上げ	(3) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんで水はけの良いものとする。ただし、道路の構造その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。	適 否
すりつけ勾配	(4) 歩道等の巻込部及び横断歩道箇所における歩道等の切下げ部のすりつけは、5 %（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、8 %）以下の勾配とすること。	適 否
横断勾配	(5) 歩道等の横断勾配は、車両乗り入れ部を除き1 %（道路の構造、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、2 %）以下とすること。	適 否
横断歩道に接続する歩道縁端部の構造	(6) 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道の部分より高くするものとし、当該縁端と当該車道の部分との段差は、2cmを標準とすること。	適 否
車椅子の回転部分	(7) 横断歩道に接続する歩道等の部分には、車椅子使用者が円滑に転回できるよう平たんな部分を設けること。	適 否
歩車道分離	(8) 歩道等と車道とは、工作物により明確に分離すること。	適 否
排水溝	(9) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	非該当 適 否
視覚障害者誘導用ブロック	(10) 国又は地方公共団体の庁舎その他の公共的施設と最寄りの鉄道の駅又は軌道若しくはバスの停留所とを結ぶ歩道その他視覚障害者が利用することが多い歩道には、視覚障害者を誘導するための線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を敷設するよう努めること。	非該当 適 否（努力）

## 2 横断歩道

整備項目表  
(道路)

整備箇所等	整備基準	整備状況
横断歩道	横断歩道においては、中央分離帯と車道とを同一の高さですりつけること。	非該当 適 否

## 3 案内標識

整備項目表  
(道路)

対象	交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所。	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
案内表示	(1) 高齢者、障害者等が見やすい位置に、国又は地方公共団体の庁舎その他の公共施設及びエレベーターその他の移動の円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。	適 否
視覚障害者対応	(2) (1)に定める案内標識には、必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。	適 否